

wellow card マナカ特約

(本特約の目的と適用範囲)

- 第1条 本特約は「wellow card マナカ」を用いて会員に提供するサービス内容及び利用条件を定めることを目的とします。
- 2 本特約に定めることその他、「wellow card マナカ」のマナカに関する機能については株式会社名古屋交通開発機構が定めるマナカ取扱規則、マナカ電子マネー取扱規則、マナカマイレージポイント取扱規則（以下、これらの規則を総称して「マナカ取扱規則等」といいます。）に定めるところにより、クレジットカードに関する機能については株式会社オリエントコーポレーションが定めるクレジットカード会員規約（以下「クレジットカード会員規約」といいます。）に定めるところによります。また、オートチャージサービスに関することについては、オートチャージサービス取扱規則に定めるところによります。
- 3 前項における各規則及び規約に定める内容と本特約の内容が相違する場合、本特約に定める事項を優先するものとします。

(用語の意義)

- 第2条 本特約における主な用語の意義は次の各号に掲げるとおりとします。
- (1) 「wellow card マナカ」とは、株式会社オリエントコーポレーションと株式会社名古屋交通開発機構の2社（以下「両社」といいます。）が提携し、所定の方法で発行するクレジットカードに関する機能とマナカに関する機能を有する媒体をいいます。
- (2) 「会員」とは、クレジットカード会員規約、本特約、マナカ取扱規則等に同意し、入会申し込みをした個人のうち、両社が「wellow card マナカ」の利用を認めた方をいいます。
- (3) 「マナカに関する機能」とは、株式会社名古屋交通開発機構がマナカ取扱規則等に基づき提供する機能をいいます。
- (4) 「クレジットカードに関する機能」とは、株式会社オリエントコーポレーションがクレジットカード会員規約に基づき提供する機能をいいます。
- (5) 「「wellow card マナカ」を取り扱う交通事業者」とは、別表に定めるマナカ交通事業者をいいます。
- 2 本特約に定めのない用語の意義については、クレジットカード会員規約、マナカ取扱規則等及びオートチャージサービス取扱規則の定めるところによります。

(会員資格)

第3条 「wellow card マナカ」の入会の申し込みは、個人の方のみができるものとし、会員資格はクレジットカード会員規約によるものとします。

(契約の成立)

第4条 「wellow card マナカ」に関する契約は、会員に対して、「wellow card マナカ」を発行したときに両社と会員の間で成立します。

(本カードの貸与)

第5条 「wellow card マナカ」の所有権は、両社に帰属し、会員に対し貸与するものとします。

(マナカに関する機能の取扱い)

第6条 「wellow card マナカ」は表面に印字された氏名の会員を記名人とする記名式マナカとして取り扱います。

- 2 「wellow card マナカ」に関する定期券の取扱いは「wellow card マナカ」を取り扱う交通事業者の定めるところによります。
- 3 マナカ取扱規則第11条の規定にかかわらず、「wellow card マナカ」についてのデポジットは会員からの収受は行わないものとし、デポジットに関するマナカ取扱規則等の定めは「wellow card マナカ」に適用されないものとします。

(クレジットカードに関する機能の有効期限)

第7条 「wellow card マナカ」のクレジットカードに関する機能には両社が定める有効期限があります。

- 2 両社が「wellow card マナカ」のクレジットカードに関する機能の有効期限の更新を認めた場合は、新たな有効期限の「wellow card マナカ」を発行します。
- 3 クレジットカードに関する機能の有効期限を迎えた「wellow card マナカ」のマナカに関する機能については引き続き利用することができます。この場合においては本特約のマナカに関する機能についての条項を適用します。

(盗難・紛失・カード障害時の取扱い・再発行)

第8条 「wellow card マナカ」の盗難・紛失・障害、その他使用できない事象が発生した場合、会員はその旨を株式会社オリエントコーポレーションへ

通知し、マナカに関する機能の再発行が必要な場合は、マナカ取扱規則第20条に定める紛失再発行又は同規則第21条に定める障害再発行を、マナカ交通事業者に申し出をすることができるものとします。また、盗難・紛失の場合は、最寄りの警察署への届出も行うものとします。

- 2 前項の通知があった場合、「wellow card マナカ」のクレジットカードに関する機能については、新しい「wellow card マナカ」に引き継いで再発行します。これに伴う再発行手数料はクレジットカード会員規約に定めるものとします。
- 3 第1項の申し出があった場合、「wellow card マナカ」のマナカに関する機能については、「wellow card マナカ」を取り扱う交通事業者においてマナカ取扱規則における記名式マナカとして再発行を行います。これに伴う再発行手数料はマナカ取扱規則によるものとし、紛失再発行、障害再発行の区別にかかわらず再発行する記名式マナカ1枚につきデポジット500円を現金で収受するものとします。

(マナカに関する機能の払戻し・返却)

第9条 会員は退会時の他、「wellow card マナカ」の更新時や再発行時など、「wellow card マナカ」のマナカに関する機能が不要となったときは、当該「wellow card マナカ」のマナカに関する機能を使用できない状態にすることを条件に、SF（現金）の払戻しを「wellow card マナカ」を取り扱う交通事業者に請求することができます。この場合、手数料及び手続きはマナカ取扱規則第25条を準用しますが、「wellow card マナカ」の返却についてはマナカ取扱規則第10条及び第25条の定めにかかわらず、クレジットカード会員規約によるものとします。

- 2 前項の規定により払戻しの申請を受け付けた後においては、払戻しの取消し及びマナカに関する機能の復元はできません。
- 3 第1項の規定により、「wellow card マナカ」を取り扱う交通事業者が払戻しの申請を受け付けた場合（更新時及び再発行時における従前の「wellow card マナカ」に係る払戻しを除く。）、会員は株式会社オリエントコーポレーションに払戻しされた旨を通知しなければなりません。

(定期券の移し替え)

第10条 会員は、「wellow card マナカ」の発行、再発行又は更新を受けた場合、両社が交付する定期券移し替え申込書を「wellow card マナカ」を取り扱う交通事業者に提出し、会員の記名式マナカに搭載された定期券の移し替えを請求することができます。

- 2 定期券移し替え申込書は再交付しません。
- 3 前2項のほか、定期券の移し替えの取扱いについては、「wellow card マナカ」を取り扱う交通事業者の定めるところによります。

(届出事項の変更)

- 第11条 会員は、会員が両社に届け出た事項について変更があった場合には、株式会社オリエントコーポレーションに通知するものとします。
- 2 前項により「wellow card マナカ」の再発行が必要となる場合があります。この場合は、第8条第2項の規定を準用します。
 - 3 前項において「wellow card マナカ」の再発行を行った場合、従前の「wellow card マナカ」のマナカに関する機能については引き続き利用することができます。この場合においては本特約のマナカに関する機能についての条項を適用します。
 - 4 「wellow card マナカ」に記録された氏名については、マナカ取扱規則第18条第2項に定める氏名の書換えを請求することはできません。

(会員資格の喪失)

- 第12条 会員は次の各号に該当する場合には、「wellow card マナカ」の会員資格を喪失するものとします。なお、「wellow card マナカ」の会員資格喪失及び会員資格喪失に伴うオートチャージサービスの解約による会員の損害に対し、両社はその責めを負いません。
- (1) 両社の定めに違反した場合
 - (2) 株式会社オリエントコーポレーションがクレジットカードの会員資格を取消した場合
 - (3) 会員がクレジットカードの退会を通知した場合
 - (4) 「wellow card マナカ」を取り扱う交通事業者が第9条の規定に基づく払戻し（更新時及び再発行時における従前の「wellow card マナカ」に係る払戻しを除く。）を受け付けた場合
 - (5) 「wellow card マナカ」のマナカに関する機能を、マナカ取扱規則に定める手続きにより記名式マナカへ再発行した場合（第8条第2項の規定により、新しい「wellow card マナカ」を再発行した場合を除きます。）
 - (6) 会員の「wellow card マナカ」のマナカに関する機能がマナカ取扱規則第12条に基づき失効した場合、又は同規則第19条に基づき無効となった場合
- 2 会員資格を喪失したときの「wellow card マナカ」の取扱いについては、本特約のほか、クレジットカード会員規約の定めによります。

- 3 本条第1項第2号及び第3号に該当した場合、会員は会員資格を喪失しますが「wellow card マナカ」のマナカに関する機能については引き続き利用することができます。この場合においては本特約のマナカに関する機能についての条項を適用します。
- 4 「wellow card マナカ」のマナカに関する機能について、本条第1項第4号もしくは第5号の処理を行う前に「wellow card マナカ」を株式会社オリエントコーポレーションに返却した場合、当該「wellow card マナカ」及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等は返却しません。
- 5 本条第1項第6号において「wellow card マナカ」のマナカに関する機能が無効となった場合はマナカ取扱規則第19条を準用します。ただし、「wellow card マナカ」を取り扱う交通事業者における「wellow card マナカ」の回収については、マナカ取扱規則第19条にかかわらず、マナカに関する機能を使用できない状態にした上で会員に返却するものとします。この場合において、会員は株式会社オリエントコーポレーションにマナカに関する機能が無効となった旨を通知しなければなりません。

(インプリンター加盟店での制限事項)

第13条 会員は、「wellow card マナカ」のクレジットカードに関する機能をインプリンター加盟店(カードの凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店)で利用することはできません。

(個人情報の利用目的)

- 第14条 会員は、「wellow card マナカ」に記録するために、会員に係る個人情報のうち、会員の氏名、生年月日、性別及び会員の電話番号を、両社が利用することに同意するものとします。
- 2 会員は、次の各号に掲げる目的で、会員に係る個人情報のうち、マナカに関する機能の発行番号、生年月日、性別及び「wellow card マナカ」のマナカに関する機能を有効にした日時を、株式会社名古屋交通開発機構が「wellow card マナカ」を取り扱う交通事業者を提供すること及び「wellow card マナカ」を取り扱う交通事業者が当該個人情報を当該事業者規程に準じて取り扱うことに同意するものとします。
 - (1) 乗車料収入の審査及び調定に関する事務
 - (2) 乗車人員及び乗車料収入データの収集、管理に関する事務
 - 3 入会を申し込んだものの、両社が「wellow card マナカ」の利用を認めず、「wellow card マナカ」を発行しなかった場合、入会希望者が両社に提出し

た個人情報の取扱いは、株式会社オリエントコーポレーションの定めるところによります。

- 4 入会希望者は、本条第1項から第3項までの規定に同意しない場合、「wellow card マナカ」の入会を申し込むことができません。

(免責事項)

第15条 「wellow card マナカ」を紛失し又は盗難にあった場合等に、その旨をマナカ交通事業者に届け出たのち、「wellow card マナカ」の再発行整理票発行日までにおける他人による「wellow card マナカ」のマナカに関する機能及びオートチャージサービスに関する機能の使用等(払戻し等を含みます。)があった場合、株式会社名古屋交通開発機構及びマナカ交通事業者はそれらを補償する責めを負いません。

- 2 「wellow card マナカ」を紛失し又は盗難にあった場合等、株式会社オリエントコーポレーションは、クレジットカード会員規約の範囲を超えて補償する責めを負いません。

- 3 「wellow card マナカ」のマナカに関する機能及びオートチャージに関する機能が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、両社及びマナカ交通事業者はその責めを負いません。

- 4 払戻し、再発行時の取扱い、退会、オートチャージの設定の変更等の「wellow card マナカ」に関する事項において、会員が株式会社オリエントコーポレーション又は「wellow card マナカ」を取り扱う交通事業者に申告、申請その他の申し出(以下「申告等」といいます。)をしなかったこと、虚偽の申告等をしたこと又は不備のある申告等をしたことにより生じた不利益、損害については、両社及びマナカ交通事業者はその責めを負いません。

(本特約の改定)

第16条 本特約が改定され、その改定内容が会員に通知もしくは公表された後に、会員が「wellow card マナカ」を利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。

別表

「wellow card マナカ」を取り扱う交通事業者」は以下のとおりです。

事業者名
名古屋市交通局